

# 明治池中学校いじめ防止・対策基本方針

平成31年3月19日改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は、財産に大きな被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(平成24年度 文部科学省「児童生徒の問答行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より引用)

具体的な、いじめの様態には以下のようなものがある。

- ★冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ★仲間はずれ、集団による無視をされる
- ★軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ★ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ★金品をたかられる
- ★金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ★嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ★パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうるものでありいじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立脚し、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「明治池中学校いじめ防止・対策基本方針」を策定する。

いじめの未然防止・早期対応のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業に努め、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳や総合的な学習の時間に命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持てるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

### ①あいさつ運動

あいさつが、人間関係の第一歩となることを伝え、相互理解を進める運動として捉え生徒会活動を中心として学校全体で取り組む。

### ②生徒会いじめ撲滅運動

生徒会活動の一環として「いじめを許さない学校づくり」を合言葉に、生徒会によるいじめ防止標語の生徒全体への募集をスタートにして、スローガン横断幕づくりや掲示などを行い、生徒の活動としてのいじめ防止運動を進め、生徒個々がいじめに対する正しい意識を持てるようにはたらきかける。

### ③道徳の日

毎月第三火曜日を「道徳の日」として位置づけ、一層、生徒個々の道徳的正義感や自己肯定感、有用感の熟成を推進する。

### ④環境美化

生徒の居場所づくりのために、中庭、オープンスペースをはじめとした校内スペースの美化に

努める。

(2) 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・さまざまな学習機会に生活班を生かした展開を推進する。
- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。
- ・生徒が主体的に取り組める行事をはじめとした特別活動においてどの生徒にも輝ける場面を設定する。

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

あらゆる学校生活場面でソーシャルスキルトレーニングを意識的にを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育む。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

仲間と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア「いじめはどの学級、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

イ おかしいと感じた生徒がいる場合には学年集団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より多くの職員で当該生徒を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、職員が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ「教育相談アンケート」を年3回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの防止や早期発見に努める。

オ 年1回の「学校生活アンケート」により、学校の全生徒の意識状況を把握しその後の人間関係づくりの教育活動の推進に役立てる。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけでなく抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対策・対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる生徒らにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携を一層密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「悩みの電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口を利用する。

### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

①「こども支援委員会 生活指導会議」

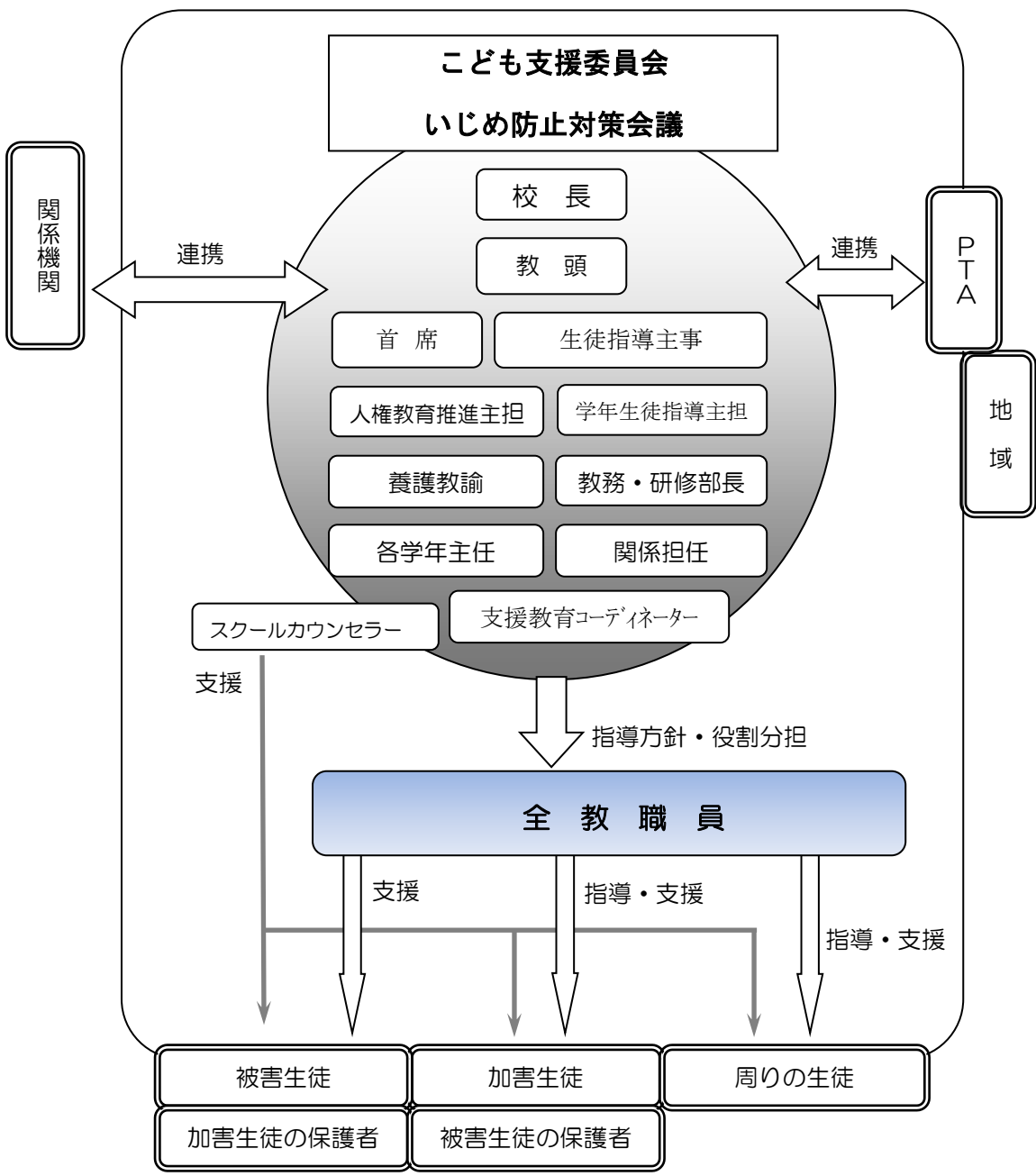
毎週1回ケース会議をもち、各学年の情報交換を実施し、学校としての方針のすり合わせを密に行う。また月1回、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「こども支援委員会 いじめ防止対策会議」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため校長、教頭、首席、生徒指導主事、養護教諭、

- 教務部長、研修部長、学年主任、学年生徒指導主担、当該学級担任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーによる会議を設置する。定例会議と必要に応じたケース会議をもつ。
- (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織  
 緊急な生徒支援上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長・教頭に報告する。また状況によっては緊急こども支援委員会を開催し、迅速な対応を行う。さらに校長の指示により早急に支援体制をつくり対処する。  
 緊急こども支援委員会のメンバーは以下とする。  
 校内こども支援委員会の構成メンバー、PTA会長、富田林警察署、校区青少年指導員、学校協議会会長、及び状況に応じた諸機関担当者

いじめ未然防止・早期対応のための  
 明治池中学校体制図



明治池中学校いじめ防止対策年間計画					
	1年	2年	3年	学校全体	PDCA
4月	生徒・保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知  人権HR（いじめを許さない学校） 生徒個人票からの 生徒状況の集約 悩みアンケート実施  家庭訪問	生徒・保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知  人権HR（いじめを考える）  悩みアンケート実施  家庭訪問	生徒・保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知  人権HR（いじめをなくすために）  悩みアンケート実施  家庭訪問	第1回いじめ防止対策会議 （年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 悩み相談箱の周知  全体研修 （家庭訪問の情報検討）	年度当初 計画修正  周知取組  取組進展 チェック 及び評価
5月	宿泊学習（コミュニケーション能力の育成） カウンセリング週間	宿泊学習（コミュニケーション能力の一層の育成） カウンセリング週間	カウンセリング週間	P T A総会「いじめ防止基本方針」の趣旨説明 第2回いじめ防止対策会議 （カウンセリングからの分析検討）	修正計画 方針提出
6月			修学旅行（コミュニケーション能力の醸成）	教職員間による公開授業週間 （わかる授業づくりの推進）	
7月	期末懇談週間 （家庭での様子・変化の把握）	期末懇談週間 （家庭での様子・変化の把握）	期末懇談週間 （家庭での様子・変化の把握）	期末懇談からの全体情報交換 及び事例研究	情報収集 対応模擬 実践
8月				上半期のいじめ状況確認検討 第3回いじめ防止対策会議 （状況報告と取組みの検証）	取組進展 チェック 評価 修正計画
9月	体育大会 （共感共有を学ぶ）	体育大会 （共感共有の深化）	体育大会 （共感共有を熟成）		各行事の実践
10月			HR（ストレスコントロールを学ぶ）		
11月	合唱コンクール （仲間との連携育成）  悩みアンケート実施 カウンセリング週間	合唱コンクール （仲間との連携深化）  悩みアンケート実施 カウンセリング週間	合唱コンクール （仲間との連携強化）  悩みアンケート実施 カウンセリング週間	全体研修（行事を経ての状況報告と取組みの検証）  第4回いじめ防止対策会議 （カウンセリングからの分析検討）	課題チェック  検討評価 修正計画
12月	校外学習 （協働・協調を学ぶ） 期末懇談週間 （家庭での様子・変化の把握） 悩みアンケート実施 カウンセリング週間	職場体験 （社会性の育成） 期末懇談週間 （家庭での様子・変化の把握） 悩みアンケート実施 カウンセリング週間	期末懇談週間 （家庭での様子・変化の把握） 悩みアンケート実施 カウンセリング週間	期末懇談からの全体情報交換 及び事例研究  第5回いじめ防止対策会議 （カウンセリングからの分析検討及び年間の取組みの検証）	取組実践  チェック 評価
1月					
2月	お別れ会	お別れ会	お別れ会	総括会議（子ども支援委員会 いじめ防止対策会議部から 反省と展望）	次年度方針 計画
3月	（仲間との連携強化）	（仲間との連携強化）	（仲間との連携強化）		

明治池中学校 いじめ発見対応フロー図

いじめの情報・訴え

迅速な対応

1, 即時にチーム対応  
事実確認・情報収集

- ① 被害者から
- ② 被害者の保護者から
- ③ その他の情報提供者から
- ④ 全教職員から
- ⑤ いじめた側の生徒から
- ⑥ その他（友人など）

解決困難なケース  
は市教育委員会や  
関係諸機関と連携  
し対応を図る

いじめと思えない場合

いじめと言える場合

2, 解決に向けた適切かつ誠実な対応

保護者との関係

- ① 1人で判断しない。情報を集めてチーム対応
- ② いじめを訴える生徒の話を否定せず教育相談を継続
- ③ 継続的な行動観察と援助

- ① いじめられる生徒の安全確保と継続的な援助
- ② いじめをする生徒への指導援助
- ③ 恐喝・暴行は警察と連携

いじめている側がいじめを否認

- ① いじめという言葉を使わずにどのような行為をしたのかを確認
- ② その行為が相手にとって辛いものであることを納得させ、その行為を止めさせる

いじめている側が謝罪を受け入れない

第三者機関と連携し継続的指導  
法的対応も検討していく

謝罪

- ① いじめている生徒から被害を受けていた生徒に謝罪させる
- ② いじめている生徒とその保護者から被害を受けていた生徒とその保護者に謝罪させる

- ① 目に見える指導（出席停止・加害生徒別室指導・全校生徒への説明指導）
- ② いじめを繰り返さないための配慮
- ③ 役割分担による校内巡回など（状況に応じた継続指導）

3.トラブルから学ぶ

## 明治池中学校 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

いじめ防止対策会議で、いじめの疑いに関する情報収集と記録・情報共有を図る。  
いじめの事実確認を行い、結果を市(教育委員会)へ報告する。

### 聞き取り調査から「重大事態の発生」

市(教育委員会)へ重大事態の発生を報告する。

※「重大事態」とは

①生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い(生徒が自死を図った場合等)

②相当期間、学校欠席を余儀なくされている疑い

(年間30日を目安 一定期間連続欠席の場合等は迅速に対応)

生徒・保護者からいじめられた重大事態に至ったという申し立てが合った場合も準じる

### 市(教育委員会)が重大事態の調査主体を判断

「市」が調査主体の場合

「学校」が調査主体の場合 ※市の支援下で以下の対応を推進

1. **学校の下に、重大事態の調査組織「いじめ特別対応委員会」を設置**  
☆いじめ防止対策会議を母体に第三者的有識者等の専門家の参画を求める。
2. **特別対応委員会で事実関係を明確にするための調査実施**  
☆いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確化する。  
(因果関係の特定を急がず、「客観的事実関係」を速やかに調査)  
☆学校側に不都合な事態があっても、事実と誠実に向き合う。  
☆先行調査に加えて、調査資料の再分析や、新たな再調査もいとわず実施する。
3. **いじめ被害生徒・保護者に対して情報を適切に提供**  
☆調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。  
(状況に応じた適時・適切な方法で、経過報告を実施)  
☆関係者の個人情報に十分に配慮する。Ⓜいたずらに個人情報を楯にしない。  
☆調査アンケートは、被害生徒・保護者に提供する場合があることを念頭に、調査前に、その旨を調査対象生徒・保護者に説明しておく。
4. **調査結果を市(教育委員会)に報告**  
☆いじめ被害生徒・保護者が希望する場合は、被害生徒・保護者の所見文書の提供を受け報告に添付する。
5. **調査結果を踏まえた必要な措置実施**

市(教育委員会)の指示の下、資料の提出等調査に協力